

委任状の様式変更について

令和3年4月1日以降、

ごみ焼却場、リサイクルプラザ、東見初埋立地にごみを直接持ち込まれる時にご提出いただいている「廃棄物処理申出書」裏面の **委任状** における、「委任者（排出者）」の氏名欄への **押印は不要** となります。

※ ごみの排出者と搬入者が異なる場合、委任者（排出者）が作成した「委任状」が必要となります。

※ 「廃棄物処理申出書」及び「委任状」様式をご希望の場合は、各ごみ処理施設の計量所窓口でお申し出ください。

または、宇部市公式ウェブサイトトップページの「ウェブ番号検索」欄に、下記のウェブ番号を入力して検索したページから印刷することもできます。

○燃やせるごみを焼却場へ持ち込む場合・・・ウェブ番号：1001995

○燃やせないごみと資源ごみをリサイクルプラザへ持ち込む場合・・・ウェブ番号：1001997

○埋立ごみを埋立地へ持ち込む場合・・・ウェブ番号：1001998

※ 本市で発生した一般廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行うには、市長の許可が必要です。

お問い合わせ：宇部市環境保全センター施設課

ごみ焼却場、東見初埋立地

電話：0836 - 31 - 3664

リサイクルプラザ

電話：0836 - 31 - 5584